

国土交通省行政効率化推進計画

平成 16 年 6 月 15 日
国 土 交 通 省
平成 17 年 6 月 30 日改定
平成 18 年 8 月 29 日改定

1. 公用車の効率化

(これまでの取組)

公用車について、平成 17 年度までに 20 台削減した。

職員運転手については原則退職後不補充としている。

また、幹部用車については幹部職員以外も利用しており、効率的な運用に努めているとともに、アイドリングストップ、霞ヶ関ノーカーデーの実施、低公害車の導入による燃料費の削減、運転業務の民間委託や共用自転車の利用により、経費の削減に努めているところ。

(今後の取組計画)

公用車について、不規則・緊急な事態への迅速な対応の確保や職員運転手の雇用問題に留意しつつ、交換時期等を勘案し、平成 25 年度までに 97 台削減する。

平成 18 年度については、3 台削減する。

職員運転手については原則退職後不補充の方針を遵守する。なお、補充する時は、再任用制度を活用する。

また、共用利用の一層の推進等さらなる効率的な運用に努めるとともに、アイドリングストップ、霞ヶ関ノーカーデーの実施、低公害車の導入による燃料費の削減、運転業務の民間委託や共用自転車の利用により、経費の削減を図る。

これらの取組については、平成 19 年度に見直しをする。

なお、国土交通省所管の独立行政法人等に対しても、同様の効率化を進めるよう要請する。

(平成 25 年度までの間で順次実施)

2. 公共調達の効率化

【一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充等】

（これまでの取組）

公共調達については、会計法令に基づき、競争に付すことが適当であるものについては、原則、競争入札による調達に努めてきている。

（今後の取組計画）

- ①公共工事について、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、一般競争入札による調達を逐次拡大する。一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

（一般競争入札については件数・金額ともに公表しており、調達割合については今後実施。一般競争入札は逐次拡大してきており、平成18年度中には予定価格2億円以上の工事を一般競争入札に移行することとしている。）

- ②上記以外の公共調達について、適切な入札参加資格を設定するとともに適正な履行の確保に配慮しつつ、一般競争入札による調達を逐次拡大する。また、一般競争入札による調達の割合（競争入札に付した件数に占める一般競争入札の割合）を含め、一般競争入札の実施状況を毎年度公表する。

（一般競争入札の推進）

平成18年度以降も引き続き実施

（実施状況の公表）

平成16年度分より毎年度実施

- ③公共工事については、平成18年度中には予定価格2億円以上の工事を一般競争入札に移行することとし、毎年度その実施状況を公表する。

なお、物品及び役務の公共調達については、平成20年度までに平成16年度の指名競争入札実施件数の5%以上を一般競争入札に移行することとし、毎年度その実施状況を公表する。

（実施状況の公表）

平成16年度分から5年間実施

- ④特定建設工事共同企業体（特定JV）の結成の義務付けは原則とし

て廃止する。義務付けた場合は、毎年度その理由を公表する。

（結成義務付けの原則廃止は実施済み。理由の公表については平成16年度以降実施。）

- ⑤公共工事については、入札情報のインターネットによる公表等入札情報の公表方法の透明性等の向上、入札監視委員会等第三者機関の活用、工事費内訳書の有効活用、入札結果の事後的・統計的分析による談合疑義案件の有無の確認と公正取引委員会との連携強化等による入札契約過程の監視の強化並びに電子入札の一層の活用等、入札契約手続きの改善のために必要な取り組みを行うほか、談合情報を得た場合の入札手続の取扱い及び一定期間入札参加を認めない措置の運用を適切に行う。
- ⑥公共工事については、一般競争入札の拡大と総合評価方式の拡充を図るため、入札ポンド、多段階審査等、第三者機関の活用等一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充に関する条件整備を進める。
- ⑦公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の対象となっている独立行政法人等の国の関係機関においても、政府と同様の改善策が講じられるよう、所要の指導を行う。
- ⑧公共工事以外の公共調達については、「国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」により落札者の公示等が義務付けられている特定調達契約以外の入札に関しても、随意契約による場合に準じてホームページによる情報の公表に努める。
- ⑨随意契約の見直しに伴い、調査・研究業務等の発注を一般競争入札に移行するものについては、原則として総合評価方式により落札者を決定することとする（そのために必要となる財務大臣との包括協議は得た（平成18年7月27日付け））。

（平成18年度内に実施予定）

【適切な競争参加資格の設定等】

（これまでの取組）

物品及び役務（以下、「物品等」とする。）の公共調達について、

- ①調達する物品等の受注実績を求める場合には、「同一又は類似」する物品等の調達規模・数量と「同等」もしくはそれ以下となるように設定している。

- ②物品等の調達物の仕様・納入期限等を設定する場合は、発注者が最低限必要とする仕様等に留め、過大・過剰、喫緊な調達とならないように努めてきた。

(今後の取組計画)

物品等の公共調達について、

- ①民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価するとともに、その旨を入札公示等に予め明記する。
- ②公共工事以外の公共調達についても、「予算決算及び会計令」第73条の入札参加資格は競争を適正かつ合理的に行うため必要なものに限られること、また、仕様書の作成においても競争を事実上制限するような内容にならないよう十分留意して適切な競争参加資格等を設定する。なお、物品等の調達物の仕様等を設定するに当たっては、必要最小限の性能・機能を定めるにとどめ、限られた業者しか入札に参加することができないこととなることのないよう一層徹底する。

(①及び②について、平成18年度以降も引き続き実施)

【予定価格の適正な設定等】

(これまでの取組)

予定価格の設定については、会計法令を遵守するとともに、調達分野の市場調査や過去からの受注・納入実績、および発注者間の情報交換等を踏まえ、逐次、適切に設定してきている。

(今後の取組計画)

物品等の公共調達について、取引事例に係る市場調査をインターネットなどを活用し幅広く行い、予定価格のより適正な設定に努めるとともに、不自然な入札結果が見受けられた場合は、事後的・統計的分析を行う。

(平成18年度以降も引き続き実施)

【随意契約の適正な運用等】

(これまでの取組)

公共調達について、

- ①随意契約による場合には、会計法令の定める要件に合致するかどうかの確認を適正に行っている。
- ②WTO政府調達協定に定める随意契約案件について、契約締結前後に契約者、契約価格及びその理由等を官報に掲載してきている。
- ③国土交通本省の随意契約の公表を行うホームページからすべての外局等、地方支分部局の随意契約の公表を行うホームページへの直接のリンクを行ったページ（随意契約公表ゲートウェイ）により、公表の一覧性を確保することで随意契約の透明性を確保している。

(今後の取組計画)

公共調達について、

- ①随意契約による場合には、会計法令の定める要件・手続きに合致するかどうかの確認を引き続き適正に行う。
(平成18年度以降も引き続き実施)
- ②一定金額以上の随意契約案件について、国土交通省HP（地方支分部局等のHPを含む）において、契約の相手方、契約金額、随契理由等をまとめて公表する。
(少額随契以外のものについて、平成18年度以降も引き続き実施。)
- ③随意契約の方法による委託契約等について、不適切な再委託により効率性が損なわれ、経済的合理性に欠ける事態となることを防ぐなど引き続きその適正な履行の確保に努める。
(平成18年度以降も引き続き実施)
- ④会計内部監査等において、随意契約の重点的監査を実施する。
また、所管公益法人等との間の随意契約についても、重点的監査事項に加える。
(平成18年度以降も引き続き実施)
- ⑤随意契約の緊急点検を行った結果、「随意契約見直し計画」を策定（H18.6.13公表済）し、その見直し計画を達成するため、平成18年9月までに以下の取組みに係る運用等を定め、各発注機関に速やかに通知し、10月以降、順次実施するとともに、随意契約によることが真にやむを得ないもの以外は、遅くとも平成19年度から一般競争入札等に移行する。

(平成18年10月以降順次実施予定)

・ 決裁体制の強化

「随意契約見直し計画」の個別の契約について見直しが確実に
行われているかを確認するため、随意契約に係る決裁体制を見直
し、所管公益法人等との間で随意契約を行う場合にあっては、随
意契約によることとした理由その他についての審査・決裁を経る
よう決裁体制を強化する。

また、地方支分部局等においても、各組織の実情に応じ、同様
の措置を行うこととする。

・ 地方支分部局等における見直しの徹底

各機関における見直しの確実な実施を図るため、各種会議等を
通じて、地方支分部局等に対する注意喚起を常時徹底する。

・ 公募手続きの導入及び企画競争の本格的な導入

真に随意契約で残さざるを得ないもの以外の契約については、
透明性・競争性を確保するため、発注者が特定した公益法人等以
外の参加者の有無を確認するための公募手続きの導入や、提案書
等を評価して契約相手方を特定する企画競争の本格的な導入を
図る。

・ 第三者機関による外部委員の活用

地方支分部局の入札監視委員会においては、従来からの審議対
象である「工事及び建設コンサルタント業務等」に、「物品・役
務」を加えるなど、随意契約について第三者機関を活用した監視
を行うこととする。

また、工事等と同様にその審議概要等を公表する。

【落札率1事案への対応等】

(これまでの取組)

- ①公共工事・建設コンサルタント業務等については、予定価格等の事
後公表、入札参加業者の応札状況・入札価格について、従前より公
表してきた。
- ②見積書の徴取を行う場合は、会計法令に基づき、複数の者から見積
書を徴取し、契約金額の低減に努めてきている。
- ③再度入札の実施に関する運用を取り決め、一定回数再度入札が繰り
返された際は、入札中止等の手続きを講じてきた。

(今後の取組計画)

公共調達について、

- ①一定金額以上の公共調達について、落札率を一覧表にして公表する。
なお、公表においては、一般競争入札及び指名競争入札の別を明らかにする。

(物品等にあつてはWTO政府調達協定に定める1,600万円以上、建設工事にあつては2億円以上、建設コンサルタント業務等にあつてはWTO政府調達協定に定める7,200万円以上(平成16、17年度分は7,300万円以上)の公共調達案件について、平成16年度分より実施。)

- ②参考見積を徴取する場合には、原則として複数の業者から徴取するとともに、参考見積をもとに予定価格を作成する場合には、見積金額の比較、取引実例との比較等を行い、より適正な予定価格の設定に引き続き努める。

(平成18年度以降も引き続き実施)

- ③再度入札を繰り返すことは可能な限り避け、落札者がいない場合には、再度公告入札を行う。

(物品等及び公共工事等については平成18年度以降も引き続き実施し、落札者がいない場合に再度公告入札を行うことを原則とする。)

【国庫債務負担行為の活用】

(今後の取組計画)

- ①コピー機、パソコン等の物品について、購入する場合や単年度賃貸借を行う場合と比較して複数年度のリース契約を行うことに合理性が認められる場合には、国庫債務負担行為による複数年度契約によることとする。
- ②複数年度にわたる情報システムの開発等について、原則として国庫債務負担行為による複数年契約により実施することとする。

(①及び②について、平成19年度概算要求に向けて検討)

【調達手続き等の電子化】

(これまでの取組)

- ①物品等の政府調達手続の入札・開札の電子化は、「バーチャル・エージェンシーの検討結果を踏まえた今後の取組について」(平成11年12月28日 高度情報通信社会推進本部決定)に基づき、電子政府 e-japan 構想の一環として、平成15年度中に全省庁において実施することとなっていることを受け、国土交通省においても、電子入札(非公共事業)のシステムの整備を行ってきた(平成17年度の電子入札実施件数:5,732件)。
- ②総務省との連携により、物品等の入札時に用いる「競争参加資格登録」をインターネット上において実施できるような体制を整備してきている(平成13年1月10日より受付開始)。

(今後の取組計画)

- ①物品等の政府調達手続の入札・開札の電子化については、平成17年度より本省・地方支分部局等における競争入札について、原則的に電子入札を実施する。
(平成18年度以降は、電子入札による応札割合を前年度実績より高めるよう引き続きPRを行う。)
- ②随意契約の見直し実施の透明性を確保するため、競争入札に移行する契約については、既に平成17年度より全面的導入している電子入札方式によるものとする。
(平成18年度以降も引き続き実施)
- ③総務省との連携により整備した、物品等の入札時に用いる「競争参加資格登録」をインターネット上において実施できるような体制を利用し、電算機処理等に係る事務処理コストの縮減を図る。
(平成18年度以降も引き続き実施)

【その他】

(これまでの取組)

- ①物品等の公共調達については、計画的な購入等に努め、一括購入・一括発注を行なうことが経済的に有益な場合は、その実施に取り組んでいる(消耗品、印刷物など)。
- ②本省の複数の部局で共通して使用する事務用品等について、一括購

- 入契約を行ってきている（平成17年度：消耗品等151品目）。
- ③文具等の適正な使用や両面コピーの推進等に努め、事務用品の使用量の抑制に努めてきている。
 - ④広報記事などを電子的に読み込むことにより、常時閲覧できるようにして、環境負荷軽減や事務処理コスト縮減をしてきている（平成14年2月より現在まで実施：国土交通本省内）。
 - ⑤電話料金（携帯電話を含む）について、各社の割引サービスを比較し、最適なものの利用に努めてきている。
 - ⑥本省庁舎屋上に太陽光発電システムを率先して整備し、電力を供給してきている（平成14年12月より導入、平成17年度約4.0万kwh強）。
 - ⑦既存の庁舎において、グリーン診断に基づくグリーン改修を実施してきている（平成13年4月より実施）。
- また、ESCO事業導入の検討等を行う際に参考となる「官庁施設のESCO事業実施マニュアル」を作成した（平成18年3月作成）。

（今後の取組計画）

- ①物品等については、徹底した仕様の見直し・合理化によるコスト削減を図る（過剰仕様等の排除）。
 - ②事務用品等の一括購入・一括発注を、引き続き推進する。
 - ③文具等の適正な使用、両面コピーの推進等をさらに徹底して、事務用品の使用量の抑制を図り、無駄な発注を避けることにより、一層のコスト縮減を図る。
 - ④広報記事などを電子的に読み込むことにより、常時閲覧できるようにして、環境負荷軽減や事務処理コストの低減を図る。
 - ⑤電話料金の割引制度の活用を、引き続き図る。
 - ⑥庁舎屋上に整備された太陽光発電システムの適正な保全を通じた電力供給による環境負荷軽減やコスト縮減を図る。
 - ⑦電力供給契約の入札を実施する。
 - ⑧庁舎の光熱水費を削減するため、グリーン診断に基づくグリーン改修の推進を図る。また、他の先進的事例及び官庁施設のESCO事業実施マニュアルを参考に、ESCO事業導入の検討等を進める。
- （①～⑦については平成18年度以降も引き続き実施。⑧については、グリーン診断に基づくグリーン改修は平成18年度以降も引き続き実施し、ESC

○事業導入の検討等については、平成16年度より実施。)

⑨競争入札の方法による委託契約についても、再委託の承認等必要な措置をとるなどその適正な履行の確保に努める。

(平成18年度以降も引き続き実施)

3. 公共事業のコスト縮減

(これまでの取組)

平成9年度に「公共工事コスト縮減対策に関する行動指針」を踏まえた行動計画を策定し、工事コストの低減について取組を実施。

平成12年度に「公共工事コスト縮減対策に関する新行動指針」を踏まえ「国土交通省公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画」を策定。従来の工事コストの低減に加え、ライフサイクルコストの低減等を含めて基本的視点とし、総合的なコスト縮減について取組を実施。

平成14年度の国土交通省・関係公団等の工事コスト低減は、平成8年度と比較し、13.6%、物価の下落を含めると21.3%となっている。

さらに、平成15年3月に、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、コストの観点から公共事業の全てのプロセスを見直す「コスト構造改革」の取組を開始。

平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減を達成することを目標としている。

なお、平成16年度における総合コスト縮減率は、国土交通省・関係公団等で7.3%（物価の下落等を除く。）となった。

(今後の取組計画)

平成15年3月に、「国土交通省公共事業コスト構造改革プログラム」を策定し、平成15年度から5年間で、平成14年度と比較して15%の総合コスト縮減を達成することを目標としている。

コスト構造改革を実現するための施策として、①事業のスピードアップ8施策、②計画・設計から管理までの各段階における最適化14施策、③調達の最適化12施策、計34施策を5年間で取り組んでいく予定。

なお、具体的な施策としては、以下のとおり。

- 構想段階における住民参加手続きガイドラインを策定し、推進。
(平成15年6月30日に、「国土交通省所管の公共事業の構想段階における住民参加手続きガイドライン」を策定。ガイドラインに基づき、各事業において、住民参加の取り組みの推進を図る。)
- 空港整備事業の迅速化。
(羽田空港再拡張事業において、各種手続を速やかに実施した上で、新設滑走路及び連絡誘導路の整備を設計・施工一括で行うことにより事業の迅速化を図り、平成21年12月までに供用する予定。)
- 地籍調査に関する各都道府県の連絡調整協議会を活用して公共事業との連携を図る。
(平成15年1月に都道府県に対し、地籍調査事業推進のための連絡会議の設置及び開催について通知を発出。平成16年度以降は、より多くの都道府県において連絡会議の設置及び活用が進められるよう、引き続き働きかけを行っていく。)
- 用地幅杭打設から3年または用地取得率が80%になった時のいずれか早い時期までに事業認定申請手続きに移行すべきというルールを周知徹底するとともに、用地取得の進捗状況等の公表を図る。
(適期申請ルールについての徹底を図るとともに、インターネット等を活用して、用地取得の進捗状況、事業の見通し、事業期間延長の場合の理由や対応策等を公表するよう義務付けた通達を平成15年3月28日に発出。
これに基づき、各地方整備局等において、平成15年7月から用地取得の進捗状況等の情報について、HPを活用し公表を開始。関係公団等にも同様の取り組みを求めるため、7月31日に、関係省庁、関係公団本社等間において申合せを実施。
また、所管補助事業においても同様の取り組みがなされることを促すため、都市、河川、道路及び港湾の各事業部局より各地方整備局等あて、適期申請ルール等について地方公共団体に周知するよう通知。)

地方公共団体等にも同様の取り組みを求めるため、各地方ブロックごとに、都道府県等の間においても申合せを実施。
平成18年度以降も、引き続き標記取り組みを実施していく。)

○営繕事業に関する技術基準等を統一し、各省庁施設の整備における合理的な設計、工事書類等作成の効率化を推進。

(平成15年3月、17の技術基準類及び工事書式類が「統一基準」として決定され、同年4月より運用を開始。

さらに、平成16年度からは「木造工事共通仕様書」、平成18年度からは「公共医療関係施設工事標準仕様書」を統一基準として運用開始。)

○高規格幹線道路における追越区間付き2車線構造の導入。

(平成15年7月24日に道路構造令(政令)を改正。今後、本政令に基づき、地域に応じた道路整備を行い、コスト縮減と整備効果の早期発現を推進。)

○都市内の渋滞対策として乗用車専用道路の導入。

(平成15年7月24日に道路構造令(政令)を改正。今後、本政令に基づき、地域に応じた道路整備を行い、コスト縮減と整備効果の早期発現を推進。)

○インターチェンジを簡易な形式に見直す。

(インターチェンジの構造をトランペット型からダイヤモンド型など、簡易な形式に見直すための道路構造設計等を実施中。見直した道路構造設計による、地元設計協議等を実施し、準備の整ったところから事業を実施。)

○経済性に優れた新技術の活用を促進するため、数値目標を設定し、一定割合の工事において新技術を試行する。

(平成16年度数値目標を設定し、新技術の活用を促進。)

○官庁施設の運用段階における省エネルギー対策を推進するため、エネルギー消費に係る施設の使用状況を踏まえた判断指標や施設運用マニュアル等を新たに整備し、光熱水費の縮減を支援・指導。

(平成17年3月に「地球温暖化対策に寄与するための官庁施設の利用の手引き」を作成し各省各庁に通知。これを基に平成17年度より各省各庁を支援・指導している。)

○既存ダムに排砂バイパス等を整備することによる堆積土の浚渫費用の縮減。

(現在直轄2ダムで排砂バイパス等を整備中であり、引き続き、計画堆砂量より土砂の堆積が進んでいるダム等において、随時排砂バイパス等の整備を検討。)

○除草に伴う刈草処理と利活用に関する地域住民との連携。

(既に、一部の河川においては、刈草の処理として、地元酪農家や農業関係者による無償の引き取りを行っており、従前の処分費の軽減にも大きく寄与。

平成18年度以降も引き続き、地元住民等との調整を図りつつ実施。)

○道路管理における道路構造物の総合的資産管理システムの構築、運用。

(橋梁延命化のための予防的修繕のマネジメントを強化する(将来の劣化予測に基づく優先事業選定支援システムの運用)。)

○公共工事について、適切な競争参加資格の設定等により、不良・不適格業者の排除及び適正な施工の確保のための措置を強化するとともに、優れた企業による競争を推進するため、業者選定に当たり技術力を評価できる環境を整備する。

(企業の持つ技術力評価を適切かつ効率的に行うため、全国の直轄工事の工事成績データベースを構築し、運用を開始している。また、各地方公共団体への工事成績情報の提供・交換方法を順次検討する。

また、工事成績が一定以下の業者について競争参加資格を認めない措置の導入(平成16年度)等、過去の成績を適切に反映させるとともに、民間部門からの受注実績も一般競争等において競争参加資格における過去の実績として適切に評価する。)

○総合評価落札方式の活用を推進する。

(公共工事において、価格だけでなく技術や品質を含めた競争の促進を図る。特に、公共工事の入札に係る総合評価方式の実施に関する毎年度の目標値を前年度までの実施状況を踏まえつつ定め(平成18年度については、簡易型総合評価方式の活用等を図りつつ、総発注件数の5割以上(総発注金額の8割以上))総合評価方式を実施する。特に、高度技術提案型総合評価方式については、設計・施工一括方式等を活用しつつ、適切に実施する。)

また、地方公共団体等に対し、総合評価方式に関する情報の普及の一層の推進を図るため、事例集の作成等を引き続き実施。)

○電子入札システムの活用を引き続き図る。

(電子入札システムの活用を引き続き図る。)

○PFI方式の活用を推進する。

(「国土交通省所管事業へのPFI活用参考書」(平成18年3月)を活用しつつ、PFIセミナーの実施等により官民共通認識の形成を図る等、PFI方式の活用を推進。)

○積算価格の説明性・市場性を向上するとともに、積算にかかるコスト、労力を低減する「ユニットプライス型積算方式」への移行を検討し、試行する。

(平成16年度から舗装工の一部において試行を開始。平成17年度は舗装工の試行件数の拡大、並びに築堤護岸工、道路改良工及び港湾工事におけるブロック製作工の一部について試行を新たに開始。)

○インターネット等を活用して大口取引を適切に把握し、それを積算に反映する。

(超大口価格調査の実態について把握するとともに、インターネット等を活用した見積公募について、試行結果を踏まえ、内容の拡充を図る。)

4. 電子政府関係の効率化

【業務・システムの最適化と行政組織等の減量・効率化】

(1) 各府省に共通する業務・システム

(これまでの取組)

平成16年2月10日に開催された第5回CIO連絡会議において、最適化の対象となる業務・システムが決定されたところ。

また、国土交通省において最適化計画の策定を担当する業務・システムの最適化の実施に当たって、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示した。

(今後の取組計画)

①業務・システムの最適化

各府省に共通する業務・システムについて、策定された最適化計画に基づき、可能な限り早期に業務の効率化と経費の削減を図る。

また、すでに最適化計画が策定されている業務・システムのうち内部管理業務に係る業務・システムについては、最適化計画の早期かつ着実な実施を図る。

②行政組織等の減量・効率化

内部管理業務への情報通信技術の活用及びこれに伴う業務の見直しを行う。特に、「電子政府構築計画」に基づき新たに共通的なシステムが構築される内部管理業務（人事・給与等、共済、物品調達、物品管理、謝金・諸手当、補助金、旅費等の業務）については、業務全体として、実質的に4割以上の効率性の向上を図り、当該業務に係る定員の3割以上の削減を行う。

その他の業務・システムについても、最適化の実施による業務の効率化、合理化を図る。

(2) 個別府省の業務・システム

(これまでの取組)

個別業務・システム4件（旧式（レガシー）システムを含む。）

について、最適化計画を策定し、最適化実施による削減経費、削減業務処理時間等の目標値及びその達成時期を明示した。

なお、共用電子計算機システム(つくば地区旭庁舎)については、最適化計画に基づいて平成17年2月に新システムに移行した。

また、新たに、個別業務・システム2件について、平成18年8月に最適化計画を策定した。

(今後の取組計画)

- ①旧式(レガシー)システム等個別府省の業務・システムについて、各業務・システム最適化の計画に基づき、可能な限り早期に最適化を実施し、業務の効率化と経費の削減を図る。
- ②旧式(レガシー)システムの新システムへの移行状況に合わせて、業務の合理化を図る。このため、旧式(レガシー)システムに関する最適化計画等に基づき、定員削減等の減量・効率化を図る。

(3) オンライン化に対応した減量・効率化

(これまでの取組)

「電子政府構築計画」(平成15年7月17日CIO連絡会議決定)に基づき、手続の簡素化・合理化に係る5項目(必要性の乏しい手続の原則廃止、申請・届出等の頻度軽減、添付書類の省略・廃止、処理期間の短縮、変更手続の簡素化)について、必要性の乏しい手続の廃止、申請・届出等の頻度軽減等の措置を講じたところ。

公表資料等の活用により65件の添付書類については軽減を、各種許可・認証等の変更手続12件については所要の措置を講じた。

また、年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上)手続を「オンライン利用促進対象手続」として定め、オンライン利用促進のための行動計画を策定した。

(今後の取組計画)

①オンラインの推進

ア. 決裁の合理化・電子化を進めることにより処理期間の短縮を図る。

(国土交通省オンライン申請システムと総合的文書管理システムとの連携等による決裁の合理化・電子化を進めており、

引き続き処理期間の短縮を図る予定。)イ. 年間申請件数の多い(年間申請件数10万件以上)手続については、「オンライン利用促進のための行動計画」に基づき、オンライン利用促進に向けた取組を着実に推進し、業務の効率化を図る。

②オンライン化に対応した減量・効率化

オンライン化に対応した減量・効率化の実をあげるため、法令に基づく全ての行政手続の2割以上について、手続の削減・統合、添付書類の削減・廃止・電子化等の簡素化・合理化を行う。併せて、紙による申請・届出を前提とした業務処理過程・体制の抜本の見直しを行い、受付・審査等の事務の縮減による減量・効率化を図る。

また、電子入札について、全面的な実施を推進する。

【国家公務員給与の全額振込化】

(これまでの取組)

e-Japan重点計画-2002等において、「2005年度末まで」に取り組むこととされており、山間、僻地等を除いて全額振込となった。

5. アウトソーシング

(これまでの取組)

①以下の業務について、外部委託しているところ。

- ・ 庁舎管理業務(警備、清掃、設備維持管理)
- ・ 受付・案内業務
- ・ 公務員宿舎管理業務
- ・ ホームページの作成・管理業務
- ・ 情報システム(庁内LAN)管理業務
- ・ 研修業務(語学)
- ・ 統計・通訳業務
- ・ 公用車関係業務(運転業務)
- ・ 電話交換業務

- ・ 定期刊行物・ポスター等の発送業務
 - ・ 秘書業務
 - ・ 審議会等議事録作成業務
 - ・ 翻訳・通訳業務
 - ・ シンポジウム・セミナー・会議等のアレンジ業務
- ②空港における警備、事故時の消火活動、医療救難活動の効率化を図るため、国管理空港において現場業務を、また、航空交通管制機器及び航空保安無線施設について保守業務を外部委託しているところ。
- ③道路運送車両法に基づく軽自動車の検査事務について、民間法人である軽自動車検査協会を活用しているところであり、自動車リサイクル法に基づく軽自動車のリサイクル預託金納付の確認業務についても、平成17年2月より同協会を活用して実施している。また、改正道路交通法（平成18年6月1日施行）の規定に基づく軽自動車の駐車違反反則金納付の有無に係る確認業務についても、平成18年8月より同協会を活用して実施しているところ。
- ④船舶安全法等に基づく船舶の安全、保安対策及び海洋汚染防止に関する船舶検査について、船級協会の検査を活用しているところ。
- ⑤地方整備局等において、公物等の維持管理等に係る業務を外部委託しているところ。
- ⑥気象業務法に基づく気象観測用測器の検定について、登録検定機関による検定を活用しているところ。
- ⑦海図の数値化については外部委託により完了し、海図の印刷・供給業務について、外部委託しているところ。
- ⑧航路標識の保守業務について、可能なものから外部委託しているところ。

（今後の取組計画）

①②③④⑤⑥⑦⑧について

今後とも引き続き、外部委託や外部機関の活用を図る。

（平成18年度以降も引き続き実施）

上記①から⑧までに加え、新たに以下の事項に取り組む。

○住民団体やNPO等による公園施設の整備・管理の促進を図る。

(平成16年12月17日に都市緑地保全法等の一部を改正する法律が施行されたところであり、今後制度の積極的活用を図る)

○道路運送車両法に基づく自動車の登録業務のうち、登録事項等証明書の交付業務の民間委託を図る。

○国土地理院が行う公共測量の指導・調整に関する業務の外部委託を図る。また、地図の修正に係る基本情報調査業務等の外部委託を含む業務の合理化を図る。

6. IP電話の導入等通信費の削減

(これまでの取組)

IP電話の導入に向けた検討を行った結果、平成16、17年度に本省の一定割合の回線をIP技術を利用した通信サービスに移行。
平成18年度予算における削減効果(見込み)▲5,412千円

(今後の取組計画)

費用面・技術面での動向を踏まえつつ、引き続き導入規模等について検討を続ける。

7. 統計調査の合理化

(これまでの取組)

①時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

国土交通省が所管する統計について改善を図るため、平成15年11月に省内関係部局から構成される検討委員会を設置し、検討を行っているところ。

既存統計の見直しにより、2本の統計調査を廃止。

②ITの活用

航空輸送統計調査、建築着工統計調査等17本の統計についてオンライン化措置を講じてきたところ。

③アウトソーシング

統計調査業務の一部又は全部の事務処理について、可能なものを対象に民間委託を実施しているところ。

④その他

内航船舶品目別運賃収入調査等4本の統計調査については手続の簡素化を図った。

(今後の取組計画)

①時代の変化を反映した統計調査内容の抜本的見直し

既存統計に関する抜本的見直しを行うとともに、新たなニーズへの対応策として、環境、観光等の分野の統計整備について検討を行う。

(新たに整備する統計調査の実施に向けた所要の手続を平成18年度以降実施)

②アウトソーシング

統計調査業務の一部又は全部の事務処理について、可能なものを対象に引き続き民間委託を推進していく。

(平成18年度以降も引き続き実施)

③その他

以下の統計調査について、手続の簡素化等を図るための検討を行う。

- ・ 運輸関連事業投入調査 (産業関連表作成のための特別調査)
- ・ 船員労働統計及び内航船舶輸送統計調査母集団調査
(手続の簡素化等を図るための検討を行い、概ね次回調査より効率化を実施)

8. 国民との定期的な連絡に関する効率化
該当なし

9. 出張旅費の効率化

(これまでの取組)

従来より、旅費法に基づき効率的な執行を行ってきたところ。

(今後の取組計画)

出張を行う際には、割引制度等の情報の収集に努めその最大限の利用を図るものとする。

特に、外国出張の際は、割引制度の適用が無い、日程が直前まで定まらない等の事情がある場合を除き、原則、割引航空運賃を利用することとする。

上記内容を周知徹底するとともに、同一地域、同一案件についての複数職員の出張の必要性の見直しなどにより、以って出張旅費の効率的な使用を図るものとする。また、出張に代わる手段を活用することにより、出張旅費の削減に繋げるよう努める。

(平成18年度以降も引き続き実施)

10. 交際費等の効率化

(これまでの取組)

交際費の用途について、国土交通本省においては平成13年の省庁再編時に見直しを行い、供花、最小限の外国要人への贈答品に限定したところ。

(今後の取組計画)

①交際費

交際費については、部外者に対し、儀礼的、社交的な意味で支出するという趣旨を徹底し、かつ、職務関連性を一層厳しく確認の上、使用するものとする。

(平成18年度以降も引き続き実施)

②福利厚生

職員に対する福利厚生について、国土交通省共済組合と連携して、民間との均衡を考慮しつつ、引き続き適切な水準とするように努める。

(平成18年度以降も引き続き実施)

1 1. 国の広報印刷物への広告掲載

(これまでの取組)

平成17年度において、広報印刷物を広告媒体として、活用することにより、広告料収入を確保した。

「ビジット・ジャパン・キャンペーン海外向けパンフレット」

広告料収入実績：141千円

(今後の取組計画)

行政の効率化と財政の健全化に資する観点から、平成18年度において、「ビジット・ジャパン・キャンペーン」の広報印刷物を広告媒体として活用することにより、広告料収入の確保に努める。

1 2. 環境にも配慮したエネルギー・資源使用の効率化

(これまでの取組)

従来より、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」(政府の実行計画)等に基づき、効率的なエネルギー・資源使用を行ってきたところ。

(今後の取組計画)

(1) エネルギー使用の効率化

- ①冷房の場合は28度程度、暖房の場合は19度程度に冷暖房温度の適正管理を徹底するとともに、夏季においては政府全体として軽装での執務を促すこととする。
- ②「国土交通省温室効果ガス削減計画」に基づく施設のエネルギー使用の削減に係る取組みを実施する。

(本省における取組事例)

- ・ トイレにおける人感センサーの設置
- ・ エレベータホール等における照明の間引き点灯の実施
- ・ 室内温度の適正管理の徹底（冷房時28℃程度、暖房時19℃程度）
- ・ 空調稼働時間の短縮
- ・ パソコンの省エネモード設定の実施
- ・ 暖房洗浄便座の省エネ運転の実施

(平成18年度以降も引き続き実施)

(2) 資源使用の効率化

- ①両面印刷・両面コピーの徹底等により、用紙類の使用量の削減を図る。
- ②必要に応じて節水コマを取り付ける等により節水を推進する。
- ③廃棄物の量を減らすため、廃棄物の発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の3Rを極力図る。

(平成18年度以降も引き続き実施)

1.3. その他

①法令協議等の資料のペーパーレス化

(これまでの取組)

法令協議の電子化など関係機関との連絡・調整等の業務について、行政事務の効率化の観点から、情報の保護に留意しつつ、積極的に電子メール等により資料を取り扱い、往来に要する時間等の削減、資料のペーパーレス化に努めてきたところ。

(今後の取組計画)

国土交通省において一層の取組を推進するとともに、事務次官等会議・閣議の案件表の電子メール等による配布等について関係機関に要請する。

(平成18年度以降も引き続き実施)

②告示・通達データベースシステムの整備

(これまでの取組)

「国土交通省における行政情報の電子的提供の推進に関する実施方針」(平成13年10月31日国土交通省IT政策委員会決定、平成15年7月9日国土交通省行政情報化政策委員会改定)を策定し、「告示・通達データベースシステム」を開発。平成16年7月1日から国土交通省ホームページ上で、国民が告示等を検索し閲覧できる「告示・通達データベースシステム」の運用を開始。

③公益法人改革の推進

(これまでの取組)

「公益法人に対する行政の関与のあり方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）において、国から委託・推薦等を受けて行う77（国土交通省合計）の事務・事業の見直しが決定されており、国土交通省においては平成17年度までに全て法令上の措置を行った。

④タクシー事業に係る許認可手続の標準処理期間の短縮
（これまでの取組）

タクシー事業運賃等の許認可手続きの標準処理期間を概ね3ヶ月とした改正通達を平成16年10月1日より施行することで措置したところ。

⑤レンタカー事業者が行う有償貸渡許可申請に係る審査の見直し
（これまでの取組）

貸渡しの許可を車両ごとの許可から事業者ごとの許可に改めるなどの緩和を行った道路運送法施行規則の一部を改正する省令（平成16年国土交通省令第62号）及び「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」の一部改正により措置したところ。

⑥鉄道事業者に対する監査の効率化
（これまでの取組）

鉄道事業者の財務状況のチェック（会計監査）のためのマニュアル作り及び職員の業務遂行能力向上のための取組を実施しているところ。

（今後の取組計画）

監査実績等を踏まえたマニュアルの拡充及び職員の業務遂行能力向上のための取組の見直しを行うことにより、監査の効率化を図る。

（平成18年度においても監査対象事業者の拡大及び全運輸局の統一的かつ公正な運用を確立するための検討を行う。）

⑦倉庫業の登録に係る審査マニュアル等の整備
（これまでの取組）

倉庫業法に基づく倉庫業の登録については、地方運輸局等に対して、法令の運用通達を発出し、これに基づく登録作業を実施している。

また、業務の効率化及び行政サービスの向上を図るため、平成16年4月に地方運輸局の登録担当官向けの審査マニュアルを作成するとともに、登録希望者の立場にたった分かりやすい手引きを作成し、地方運輸局等において希望者に対して配布したところ。

手引きについては、平成18年1月に改訂版を作成し、配布したところ。

⑧営繕関係資料の電子データ化

(これまでの取組)

平成16年7月に、営繕関係の資料集について、CD-ROM化し、印刷経費を削減した。(平成15年度：150万円 → 平成16年度：2万円)

⑨災害復旧事業のデータベース化

(これまでの取組)

平成16・17年度において、災害復旧事業データを蓄積し、申請者が応急復旧の立案、災害原因の推定と適切な対策工法が検索できるデータベースの作成を行った。

⑩船舶検査記録のデータベース化

(これまでの取組)

平成16年度までに従来紙ベースで行っていた船舶検査の記録について、データベースシステムの運用を開始したところ。平成17年度においては、船舶検査の記録に関するデータベースについて、船舶安全法及び海防法検査実績に関する集計機能を追加し、システムの強化を図った。

(今後の取組計画)

データベース化する対象項目の追加や、集計機能の対象項目の拡大などシステムの強化を図る。

(平成18年度以降実施予定)

⑪航路標識事務所の海上保安部への統合

(これまでの取組)

平成17年4月1日をもって、予定していた航路標識事務所の海上保安部への統合は終了した。

⑫北海道開発局情報管理経費の効率化

(これまでの取組)

クライアントパソコンなどについて、リース期間を長期化することや、一定以上まとめて調達することにより、コストの削減の取組を実施しているところ。

(今後の取組計画)

今後とも引き続き、パソコン、サーバ等の更新時期には、その時々的情勢に応じた調達を行うことにより、コスト削減の取組を実施する。

⑬国土地理院国土基本情報調査経費の効率化

(これまでの取組)

空中写真撮影に関しては、新技術による画質向上を活かし、同等の情報を取得するために必要な空中写真撮影の縮尺を2万分の1から3万分の1へ変更し、一枚あたりの撮影面積を拡大することによりコストの削減を図った。

⑭航空機操縦士養成事業の効率化

(これまでの取組)

卒業生1人当たりの養成コストの縮減につながる中途退学者を減らす取り組みとして、実科教育の充実及び追加教育制度の拡充など事業の見直しを行った。

(今後の取組計画)

教育業務、教育支援業務(運用業務、整備業務)及び管理業務のそれぞれについて精査を行い、エアラインパイロット養成事業の目的に照らして教育内容、教育体制のあり方も含めた事業の見直し・効率化を推進し、これらの業務に従事する常勤職員数を中期目標期間中に約10%程度削減する。

(平成18年度から平成22年度にかけて実施予定)